

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠岡市長

市町村名 (市町村コード)	笠岡市 (33205)
地域名 (地域内農業集落名)	笠岡湾干拓地区 (平成町・カブト東町・カブト中央町・カブト西町・カブト南町・拓海町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月5日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区については、国営干拓事業により造成された、生産性の高い優良農地が広がっており、個人・法人による大豆、麦、野菜、果樹、花き、畜産等の大規模経営が行われている。引き続き優良農地として良好な状態で、積極的に維持、保全を図っていく。

・担い手側の農地需要も高く、農地貸借は活発かつ流動的であるが、今後、所有者が高齢等により売却を希望するも担い手側は購入までに至らないケースが増加すると思われる。

・抵当権等が付いた農地が営農困難となり、次の受け手が現れなかった場合は、土地改良区等の賦課金や延滞金が積み重なり、より農地の権利移動が難しくなるため、荒廃農地の発生につながる恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

笠岡湾干拓地については、優良農地として良好な状態で、積極的に維持、保全を図っていく。土地利用型の大型農業機械を使った大規模・近代的な営農が展開されており、今後も認定農業者や法人組織による大規模経営を推進することにより、効率的な生産性の高い農用地の利用集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	885 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	885 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

笠岡湾干拓地区は、国営干拓事業により造成された農振農用地区域内の農地であり、優良農地として維持、保全を図っていく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、その他大規模農家を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に合わせた集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成2年の完成以来、各種の補助事業が導入され、農業生産基盤の整備・開発が行われてきた。今後とも、大規模経営体の経営安定化や高品質・高付加価値農産物生産のための条件整備として、かんがい排水施設や暗渠、畑地かんがい施設等の整備・改修を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう行政と協力して防除対策を進める。
- ②環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進める。
- ③土地利用型の大規模・近代的な農業の実現に向けてスマート農業の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用した条件整備を行う。
- ⑧地域の営農状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の設置を進める。